

【中核的労働要求事項に関する方針声明】

・児童労働の禁止

国内法令によって定められている最低年齢に満たない児童の就労はさせません。

・強制労働の禁止

いかなる業務においても、不当な労働を強制しません。

・雇用及び職業における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、いかなる差別、ハラスメントなどを禁止し、

人権を無視する行為はしません。

・結社の自由と団体交渉権の尊重

結社の自由、団体交渉権の承認を尊重します。

2026年4月1日

大 賀 株 式 会 社

代表取締役 梶原 啓嗣